

(一財)三重県職員互助会 三重県鈴鹿庁舎 自動販売機設置(飲料及び食料品等)及び運営業務委託に関する企画提案書募集要項

第1 目的

(一財)三重県職員互助会(以下「互助会」という。)は、三重県鈴鹿庁舎職員の福利厚生の一環として、自動販売機コーナーにおける飲料及び食料品等提供のための自動販売機の設置及びその運営業務について、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な委託事業者を選定するために、書面による企画提案方式により事業者を募集します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

(一財)三重県職員互助会三重県鈴鹿庁舎 自動販売機設置及び運営業務委託

2 施設の概要

- (1) 庁舎所在地 鈴鹿市西条5丁目117(鈴鹿庁舎2階)
- (2) 職員数 約200人
- (3) 自動販売機コーナー 鈴鹿庁舎2階 4.40㎡(回収ボックス置場別途)

3 委託期間

契約日から3年とし、契約で別に定める場合を除き、中途での解約は認めません。業務が良好で期間満了6ヶ月前までに特に意思表示のない場合は、3カ年を単位とし、最大2回を限度として更新する場合があります。その後においても同様とする場合があります。

なお、委託開始は令和5年5月1日(月)と予定していますが、受託者及び互助会との協議のうえ、委託期間とあわせて変更する場合があります。

4 経費負担等

- (1) 委託料
互助会からの委託料は発生しません。
- (2) 光熱水費
光熱水費は受託者が負担してください。(カップコーヒーやカップラーメンの販売で水道を使用する場合は、その水道代についても受託者が負担してください。)
- (3) 維持管理手数料
互助会への維持管理手数料は発生しません。
- (4) その他
人件費、廃棄物処理費、その他運営に要する経費は受託者が負担してください。

5 委託業務内容等

(1) 基本コンセプト、販売形態等

職員の福利厚生の向上を図るため、ニーズに合致した多様な商品・サービスを提供してください。自動販売機は職員以外の来庁者も利用しますが、庁舎外の顧客を主な対象とした営業はできません。

(2) 営業時間

営業日	営業日は庁舎の開庁日としますが、開庁日以外の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日においても購入可能としてください。
営業時間	下記の開庁時間以外は、一般の立入りはできませんが、職員は常時購入可能としてください。 【開庁時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 販売品目

以下の要件を満たす限り、基本的には受託者の企画提案によるものとします。ただし、互助会から依頼があった場合には、運営に支障のない範囲において協力してください。なお、県庁舎管理の方針等により販売禁止品目等に変更がある場合があります。

【販売品目】

飲料、菓子類・麺類等食料品

【販売禁止品目】

酒類（ノンアルコールビール等を含む。）

(4) 販売価格

職員の福利厚生のための施設であることを踏まえ、建物内に設置されている現在の自動販売機の販売価格を参考に、可能な範囲で安価な価格設定に努めてください。標準小売価格より高い価格で設定しないでください。

(5) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。（分電盤からの配線、アース、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担となります。）

また、光熱水費（カップコーヒーやカップラーメンの販売で水道を使用する場合は、その水道代）についても設置事業者の負担とします。設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を互助会が指定する期限までに全額納入してください。

(6) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマー機能による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種とすること。

イ 新旧 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること。

ウ 紙幣又は硬貨が改変されたときは、可及的速やかに新旧紙幣又は貨幣が使用できるよう対応すること

エ 消費者ニーズに応じた利便性の高い機種の設置に努めること（ユニバーサルデザインへの配慮など）

オ 自動販売機は 3 台程度設置を行うこと。機器の内 1 台は食料品の提供を行えるもの（飲料との併用も可）を設置すること。

カ 季節により、ホットコールドの切り替えが可能であること。

(7) 自動販売機の設置について

自動販売機の設置については、次に掲げる条件を遵守してください。

ア 据え付けに当たっては、清涼飲料自販機協議会が策定した『自動販売機据付基準』（2020 年 12 月改訂版発行）を遵守し、転倒防止等の安全確保を十分に行うこと。

イ 自動販売機の設置作業においては、法令を遵守し設置作業者本人及び周辺の安全性に十分に配慮すること。

ウ 設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守していただきます。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、庁舎管理者の指示に従うこと。

エ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞

なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 施設改装等

施設の改装が必要な場合は、事前に互助会及び庁舎管理者と協議のうえ、受託者の負担において改装してください（電気工事等を含む）。

改装時期については、受託者、互助会及び庁舎管理者と協議し決定します。なお、業務委託期間が満了したときは、受託者の負担により使用施設の施設設備等を原状に回復し、返還しなければなりません（互助会及び庁舎管理者が原状回復の必要がないと認めた場合を除く）。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を互助会に請求することができません。

(10) その他

ア 受託者は、互助会又は互助会鈴鹿支部（以下「互助会支部」という）からの求めに応じ、年1回程度、売上等を報告してください。

イ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ウ 受託者は、業務の遂行にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、三重県庁舎等管理規則（昭和39年三重県規則第53号）等の管理運営するための業務に関連する全ての法令等を遵守することとします。

エ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。このことは、委託業務終了後も同様とします。

オ 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

(ウ) 互助会に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、互助会と協議を行うこと。

また、互助会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

第3 書面による企画提案に係る事項

1 書面による企画提案参加の要件

(1) 本企画提案に参加できる者（以下「参加者」という。）は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる単体の法人その他の団体（NPO法人、財団法人等の公益法人、任意団体等を含む（以下「法人等」という。））又は個人で、三重県に本店または営業所を有するものであって、次の全ての要件を満たしていることとします。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者（当該処分の日から起算して2年以上経過した者を除く）でないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み、同法に基づき更生手続開始の申し立てをされた者で同法199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可を受けている者を除く。）でないこと

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと

カ 役員に次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと（個人の場合は当該個人が次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当していないこと）

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと

ケ 国税又は地方税を滞納している者でないこと

（2）留意事項

提案書を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、失格となります。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされたとき

イ 成年後見、保佐、補助の開始決定を受けたとき

ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。

エ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき

2 企画提案書の手続に関する事項

（1）担当部署

住 所：〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117 三重県鈴鹿庁舎2階

担 当：三重県職員互助会鈴鹿支部事務局

電話番号：059-382-3693

FAX 番号：059-382-4191

（2）募集要項、企画提案書の交付期間及び交付場所

令和5年3月7日（火）から令和5年3月13日（月）まで

※本ホームページにてダウンロードいただけます。また、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、上記（1）の担当部署でもお渡しします。職員が不在の場合がありますので、訪問の際はあらかじめご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※郵送での配布は行いません。

（3）現地確認について

現地確認は下記の期間中随時行いますので、希望される方は出席予定者名及び連絡先を上記

（1）の担当部署まで事前にご連絡ください。

・現地確認実施期間

令和5年3月7日（火）から令和5年3月13日（月）

※土曜日、日曜日、祝日を除きます。職員が不在の場合がありますので、訪問の際はあらかじめご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（4）質問事項の送付

応募に当たり、ご質問等がある場合は次のとおり提出してください。ご質問に対する回答は、受付後速やかに募集要項をお渡しした方すべてに行います。

ア 受付期間

令和5年3月7日（火）から令和5年3月13日（月）午後5時（必着）

イ 送付方法

別紙1により、上記(1)の担当部署まで郵送又はFAXにより送付してください。

(5) 提案書等の提出

ア 提出書類

次の資料を提出してください。提出部数の記載がない限り、各資料1部提出してください。

(ア) 書面による企画提案申込書兼誓約書(様式1)

(イ) 企画提案書(様式2)

(ウ) 登記簿謄本又は現在事項証明書(全部)(原本)(法人等のみ)

(エ) 直近3事業年度の財務諸表(法人等のみ)

(オ) 直近3年分(令和3年、令和2年、令和元年年分)の確定申告書及び附表の写し(個人のみ)

(カ) 納税証明書

a 国税 法人等 納税証明書「その3の3」

法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書

個人 納税証明書「その3の2」

申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書

b 県税 三重県内に住所、本支店又は営業所等を有する者にあつては、納税確認書

※a及びbは、いずれも6ヶ月以内に発行されたものとします。(写し可)

(キ) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けている場合には、処分の概要、原因及び対応を記載した資料

イ 提出期限 令和5年3月17日(金)午後4時30分(必着・郵送可)

ウ 提出先 上記(1)担当部署に同じ

エ 留意事項

- ・提案書の作成や郵送に要する費用は、提出者の負担となります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている全ての事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません(明らかな誤字・脱字の訂正等軽微なものを除く)。

(6) 審査等

ア 三重県職員互助会鈴鹿支部福利厚生施設選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次のとおり審査を行います。

(ア) 別表の評価項目及び評価内容に基づき、提案書(様式2)各項目の提案内容を審査し、最優秀提案者を決定します。

(イ) 複数の最高得点者が生じた場合には、それらの者のみを対象として、選定委員会の出席構成員で協議し、最優秀提案者を決定します。

(ウ) 最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(エ) 提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、評価の結果において上記の最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

イ 結果の通知

アの審査結果を踏まえ、互助会において事業者を決定し、参加申込書の提出者に対して文書で結果を通知します。決定の時期は令和5年3月下旬(予定)までに行います。

第4 契約に関する留意事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者と互助会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、互助会と最優秀提案者で契約を締結します。仕様の内容は提案された内容を基礎としますが、必要に応じて協議により内容を変更する場合があります。なお、最優秀提案者と互助会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たす者に限る）と協議を行うこととします。

(2) 覚書の締結

互助会支部が必要と認めた場合には、価格やその他詳細について最優秀提案者と互助会支部が協議し、最優秀提案者と互助会支部で覚書を締結します。